

杉戸町 早期不妊検査費 不育症検査費

助成金申請のご案内



男女 1 組につき不妊検査、不育症検査を実施した場合それぞれ 1 回限り、各検査費用の自己負担額を助成します。必要書類等の説明をさせていただきますので、事前に電話でのご連絡をお願いします。

事前連絡なしで来所いただいた場合、健診事業等で対応にお時間を要する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

<申請要件>

- ①男女双方または一方が杉戸町に住民登録があること
- ②不妊検査・不育症検査の開始日に女性の年齢が 43 歳未満であること
- ③不妊症検査費助成については男女ともに検査を受けていること
- ④町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）の滞納がないこと
※町税の納付状況は、直接、杉戸町役場各担当課へお問い合わせください
(杉戸町役場代表：0480-33-1111)
- ⑤他市町村で同様の助成を受けていないこと

<助成額>

- ・検査開始時の女性の年齢が 35 歳未満 : 上限 3 万円
- ・検査開始時の女性の年齢が 35 歳～43 歳未満 : 上限 2 万円

<対象となる検査>

- ・不妊治療の一環として受ける検査は対象外です。

<申請期限>

- ・検査が終了した日の属する年度末（3 月 31 日）または、検査開始日から 1 年を経過した日の属する年度のいずれか早い年度内。
- ※ただし、検査が終了した日または検査開始日から 1 年を経過した日のいずれか早い日が、1 月 1 日～3 月 31 日までの場合に限り、翌年度 6 月 30 日まで申請の受付をします。

<申請に必要なもの>

- ☐杉戸町早期不妊検査費助成申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ☐杉戸町早期不妊検査実施証明書（様式第 2 号）又は杉戸町不育症検査実施証明書（様式第 3 号）
- ☐不妊検査費または不育症検査費の領収書の原本
- ☐申請者本人名義の通帳または口座のわかるもの
- ☐印鑑
- ☐法律上の婚姻関係にあること及び事実婚関係にあることが証明できる書類★
- ☐住所を確認できる書類★
- ☐町税の納税証明書★（男女それぞれ 1 通ずつ必要です）

★は男女ともに杉戸町の同一住所に住民登録があり、同意書（様式第 1 号の下部）を提出いただければ省略できます。事実婚の場合も対象ですが、追加の申請書類が必要な場合があります。



<問い合わせ>

杉戸町 健康支援課（杉戸町保健センター）
住所 杉戸町堤根 4745-1
Tel0480-34-1188 Fax0480-34-1176